

参考資料 3 紙コン事業の取組状況

1. 工程表の目標

- 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ作業（以下「突合せ作業」という。）については、年齢の高い方（受給者）から順次行っている。被保険者については、平成 24 年 7 月に厚生労働省から、被保険者についても全件突合せを実施する方針が示され、必要な経費が平成 25 年度予算に盛り込まれた。これにより、受託事業者における突合せ作業は平成 25 年度まで引き続き行うこととなった。
- お知らせ通知の発出には、受託事業者の突合せ作業終了後、職員による確認作業が必要であることを踏まえ、25 年度の「記録問題工程表」においては、「被保険者を含め突合せ作業を 25 年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。」こととし、これに沿って取組を進めることとした。
- さらに、紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業についても、同様の目標を定め、取組を進めることとした。

（参考）年金記録問題への対応の実施計画（工程表）（平成 25 年 2 月 22 日最終改定）（抄）

2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等

（1）突合せ作業の実施

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについては、被保険者を含め突合せ作業を 25 年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。

（2）紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業の実施

- 未統合記録の解明を促進するために行った「解明作業中又はなお解明を要する記録」の持ち主検索作業について、その作業により判明した者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。

（注）処理困難ケースとは、国民年金市区町村照会（CSV 関連を含む）、共済関係等の本部照会、他県年金事務所照会を伴うものをいう。

2. 取組状況

(1) 突合せ作業

- 業者工程については、ほとんどの拠点で平成 25 年 9 月末までに業務を終了し、閉鎖する予定。10 月以降も突合せ作業を実施する 2 拠点（岡山、鹿児島）についても、平成 25 年 11 月末までに作業を完了する予定。
- 職員工程については、「該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。」との工程表の目標の達成に向けて取組を進めている。今後、複雑な事案の処理が増えて処理速度が低下することも考えられるため、目標達成に向けて、引き続き進捗状況の管理を的確に行い、処理の促進を図る必要がある。

なお、共済関係や遺族年金関係等の「処理困難ケース」は、本部や外部機関への照会が必要であり、処理に時間を要するため、一部については該当者へのお知らせの送付が 26 年度になることがある。

区分		実績					計画						
		25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
業者工程	処理	4,318,357	5,451,519	4,704,575	3,306,291	1,758,265	389,227	273,977	372,647	-	-	-	-
	残	16,256,501	10,804,982	6,100,407	2,794,116	1,035,851				-	-	-	-
職員工程	処理	170,510	264,601	265,274	344,940	308,977	323,728	470,061	377,512	327,616	203,852	199,261	165,286
	残(推計)	3,251,108	2,986,507	2,721,233	2,376,293	2,067,316							

注) 職員工程の直近の月間処理量に基づく所要月数を、単純に[残(推計) ÷ 8月の月間処理量]と計算すると、6.7 か月。

(2) 持ち主検索作業

- 業者工程は、平成 25 年 3 月末に作業を完了した。現在、職員による審査確認を行っており、平成 26 年 3 月末までに、記録の持ち主が判明した者へのお知らせ通知の送付作業を完了する見込み。

区分		実績					計画						
		25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
持ち主 検索	処理	30,446	37,492	21,602	41,884	66,622	27,716	27,530	32,132	30,236	24,187	16,089	0
	残	325,490	287,998	266,396	224,512	157,890							

注) 直近の月間処理量に基づく所要月数を、単純に[残 ÷ 8月の月間処理量]と計算すると、2.4 か月。

(備考) 工程表の目標を達成するための突合せ作業に関する対策

- 工程表の目標を達成するため、各ブロック本部において処理計画を作成し、計画達成に向けて事務センター内の配置転換等（平成 25 年度は、男性の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げにより、1 年間だけ事務量軽減）による担当職員の増員や年金事務所による業務の支援などに取り組んでいる。
- 平成 25 年 8 月には、工程表における作業期限まで残り 8 か月となり、体制の再構築を行う場合には最後の機会となることから、改めて、各ブロック本部長等に対し、本事業を最優先業務と位置づけ、ブロック本部、事務センター、年金事務所が一丸となって体制の構築を図るよう指示するとともに、新たに、各ブロックにおける事業の進捗状況及び各ブロックの処理能力を考慮し、進捗状況の良いブロックが進捗状況の悪いブロックの処理案件の一部を代わりに行うこととした。
- なお、機構における時間外労働・休日労働に関する労使協定（36 協定）において、年間の時間外労働の限度時間（360 時間）について、年金記録問題等に対応するための特別条項を設けて限度時間の延長（※）を可能とし、計画達成に向けて集中的に業務処理を進めている。
 - ※ 機構発足（平成 22 年 1 月）～ . . . 年 450 時間
 - 平成 23 年 1 月～ . . . 年 500 時間
 - 平成 25 年 1 月～ . . . 年 550 時間

参考資料4 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の状況

○関係団体及び自治体におけるポスターの掲示やパンフレットの配布についての協力状況は次のとおり。

<ポスター・パンフレットの配布状況（平成25年7月末時点）>

	関係団体		自治体	
ポスター	24 団体	53 千枚	1,783 団体	21 千枚
パンフレット	27 団体	1,823 千枚	1,785 団体	1,484 千枚

○キャンペーン開始前は約743千件（25年1月）であったが、2月以降の月平均は約975千件となっている。

<「ねんきんネット」ページアクセス件数>

25年2月 ～3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
1,939,321 件	866,000 件	1,086,502 件	1,145,824 件	812,171 件	3,910,497 件

○お知らせ便を2月から送付しており、年金事務所等へのハガキ持参者数は月平均約1.8万件（4月以降）となっている。

<ハガキ持参者数（年金事務所及び年金相談センターの合計）>

25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
8,163 件	16,312 件	17,325 件	23,526 件	17,554 件	12,376 件	70,781 件

○パンフレットに記入した上で来所される例は月数百件で推移、一方ねんきんネットによる未統合記録の検索は月平均約1.7万件（4月以降）となっている。

<パンフレット提出者数（年金事務所及び年金相談センターの合計）>

25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
257 件	510 件	544 件	507 件	234 件	113 件	1,398 件

<ねんきんネットによる未統合記録の検索数>

25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
37,281 件	20,684 件	17,532 件	17,563 件	18,998 件	14,650 件	68,743 件

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」期間における年金記録回復の具体的事例

本年 8 月に、市町村や福祉事務所を經由して記録確認・記録統合が行われた事例などを中心に、各年金事務所に主な事例の報告を依頼した。その結果、94 例の報告があった。以下の事例については先般（6 月）に公表した 3 つの事例とともに、広く紹介したいと考えている。

事例 1 福祉事務所等を經由した記録照会により記録統合したケース

関東地方在住、65 歳女性、現在生活保護を受給中の方。これまでご自身の年金について年金事務所などで相談したことはなく、年金を受給できるとは思っていなかったが、65 歳に達した際にケースワーカーから、過去に会社勤めの期間があるのであれば年金記録の確認をするよう勧められ、福祉事務所を經由して年金事務所に期間照会申出書を提出し調査したところ、昭和 41 年～昭和 51 年の厚生年金の加入記録 115 月が旧姓で記録されていたことがわかり、国民年金の期間と合わせると 336 月となり受給権が発生、新たに年額 604,700 円の年金をお受け取りいただけることとなった。

福祉事務所としては、今回の件も踏まえ今後も加入期間が数か月と思われる方に対しても、年金記録の再確認を進めていきたいとしている。

事例 2 市町村に配置した「ねんきんネット」で記録の「もれ」に気づき、年金事務所への記録照会により記録統合したケース

九州・沖縄地方の離島在住、64 歳男性。市町村役場の年金担当課にご自身の厚生年金の請求について相談に訪れた際に、役場に設置している「ねんきんネット」の端末で加入記録を確認したところ、昭和 46 年 7 月～平成 2 年 8 月までの厚生年金の加入期間がもれていることに気付いたことから、市町村役場を經由して年金事務所に期間照会申出書を提出した。

年金事務所で調査したところ、5 事業所（43 月）の加入期間について、ふり仮名が誤った状態で記録されていたことがわかり、既に記録されている厚生年金の加入期間（67 月）と合わせて、特別支給の老齢厚生年金 117,800 円が支給されることとなった。

事例 3 ねんきんネットの未統合記録検索システム・紙台帳検索システムを使用し記録統合に至ったケース

北海道在住、85 歳女性。「年金記録再確認のお願い」ハガキを見て、娘さんの協力によりねんきんネットの未統合記録の持ち主検索機能でご自身の記録と思われる未統合記録があったことから、娘さんとともに年金事務所に来所された。

年金事務所で記録を確認したところ、2 事業所（計 9 月）の未統合記録が旧姓で記録されていたことが判明し、さらに紙台帳検索システムの氏名索引により、昭和 19 年～25 年の間の 1 事業所（71 月）が旧姓により記録されている判明し、現在受給中の老齢厚生年金約 23 万円が約 54 万円に増額となった。

(1) 市町村・福祉事務所での記録照会申出書等受付状況 (2月～8月分)

	受付件数
市町村 (申出書・パンフ)	246
福祉事務所 (申出書)	405
合計	651

(2) 年金事務所等への相談のきっかけ (2月～8月分)

年金記録確認の お願い (ハガキ)	ねんきんネット	パンフレット
223	8	5

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録回復の具体的事例

事例 1

年金記録確認のお願い（ハガキ）を持参された例

東北地方在住、85歳女性。自宅に届いたハガキを見て年金事務所に相談。昭和19年～30年の紡績会社勤務の加入期間142ヶ月が、旧姓で記録されていることが見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約44万円が約135万円に増加した。

事例 2

ねんきんネットで未統合記録があるとして来所された例

北海道在住、75歳男性。以前、戸籍の生年月日と親から言われていた生年月日が違っていたことを思い出し、「ねんきんネット」で検索したところ、該当すると思われる加入記録があると表示されたため、年金事務所に相談。昭和29年～31年にかけて、2ヶ所の商店での加入期間（合計19ヶ月）が見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約97万円が約104万円に増加した。

事例 3

受給者に依頼された家族が窓口に来所された例

東北地方在住、79歳女性。自宅に「年金加入期間確認のお願い」ハガキが届き、同居している長男に以前会社に勤めたことがあることを伝え、長男が年金事務所に相談。昭和25年4月～昭和25年8月の4ヶ月間、地元のバス会社での加入期間が見つかり、現在受給中の老齢基礎年金に厚生年金加入期間分、約15,000円が増加して支給されることとなった。